填写例

（中国語版）

○ 2024 年份　年末调整相关定额减税用申报书

关于“工资所得人的配偶扣减等申报书兼年末调整相关定额减税用申报书”中未记载的共同生活配偶或“2024 年份工资所得人的抚养扣减等（变动）申报书”（以下称为“抚养扣减等申报书”）中未记载的抚养亲属（以下将“共同生活配偶”和“抚养亲属”合称为“共同生活配偶等”），在年末调整中包含在定额减税额的计算中的情况下，请在年末调整前向工作单位提交该“年末调整相关定额减税用申报书”（以下称为“年末调整相关申报书”）。

＊申报书提交的注意事项＊

1 关于抚养扣减等申报书中记载的扣减对象抚养亲属或未满 16 岁的抚养亲属，因为已经包含在定额减税额的计算中，因此无需在该年末调整相关申报书中记载并提交。

2 即使在抚养扣减等申报书或“源泉征收相关定额减税用申报书”中记载了配偶的姓名等并提交的情况下，当年末调整中将该共同生活配偶等包含在定额减税额的计算中时，也需要提交记载有共同生活配偶的姓名等的配偶扣减等申报书或年末调整相关申报书中的一个。因此请另行填写国税厅编制的“工资所得人的配偶扣减等申报书兼年末调整相关定额减税用申报书”（兼用格式）并提交至工作单位。

3 即使在“源泉征收相关定额减税用申报书”中记载了抚养亲属的姓名等并提交的情况下，当在年末调整中将抚养扣减等申报书中未记载的抚养亲属包含在定额减税额的计算中时，也请填写与该年末调整相关申报书并提交至工作单位。

令和6年分　源泉徴収に係る定額減税のための申告書　兼　年末調整に係る定額減税のための申告書

所轄税務署長 ○○ 税務署長	給与の支払者の名称（氏名）	○○○○株式会社	（フリガナ）あなたの氏名 ヤマカワ　タロウ 山川　太郎
	給与の支払者の法人番号	1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	
	給与の支払者の所在地（住所）	△△市○○町２－３	あなたの住所又は居所 △△市○○町１－２－３

記載のしかたはこちら　源泉徴収に係る申告書　年末調整に係る申告書

～記載に当たってのご注意～

◎ この申告書は、同一生計配偶者や扶養親族につき定額減税額を加算して控除を受けようとする場合に提出するものです。ただし、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（住民税に関する事項を含みます。以下同じです。）に記載した源泉控除対象配偶者や扶養親族及び「給与所得者の配偶者控除等申告書」に記載した控除対象配偶者については、この申告書への記載は不要です。

◎ この申告書は、あなたが「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を提出した給与の支払者にしか提出することはできません。

☐ 【源泉徴収に係る申告書として使用】…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の支払日までに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与（賞与を含みます。）の源泉徴収から、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
※ この申告書に同一生計配偶者又は扶養親族を記載して提出した場合であっても、年末調整において定額減税額を加算して控除を受ける際には、同一生計配偶者については「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載し、扶養親族については「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「年末調整に係る定額減税のための申告書」に記載して提出する必要があります。

1

☑ 【年末調整に係る申告書として使用】…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。
※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください（この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。）。

（注）使用する目的に応じて、いずれかの☐にチェックを付けてください。

2

○ 同一生計配偶者の氏名等
※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

（フリガナ）氏名	個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
ヤマカワ　ハナコ 山川　花子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	明・昭・大・平 56・10・5	△△市○○町１－２－３	☑	200,000 円

○ 扶養親族の氏名等
※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

	（フリガナ）氏名	個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	居住者に該当	本年中の合計所得金額の見積額
1	ヤマカワ　サブロウ 山川　三郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	明・大・昭・平・令 23・7・5	△△市○○町１－２－３	☑	0 円
2				明・大・昭・平・令 ・・		☐	円
3				明・大・昭・平・令 ・・		☐	円

1 写明作为“年末调整相关申报书”使用一事

☑ 【年末調整に係る申告書として使用】…年末調整を行うときまでに、この申告書を給与の支払者に提出してください。
年末調整において、以下に記載した者について定額減税額を加算して控除を受けます。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載した控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族については、既に定額減税額の加算の対象に含まれていますので、この申告書に記載して提出する必要はありません。
※ 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」又は「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に配偶者の氏名等を記載して提出した場合であっても、年末調整の際には、同一生計配偶者の氏名等を記載した申告書を提出する必要があります。この場合、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を提出する人は、この申告書への記載は不要となりますので、「給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」（兼用様式）を使用して提出してください。
※ 「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」に扶養親族を記載して提出した場合であっても、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載していない扶養親族については、この申告書の「扶養親族の氏名等」に記載してください（この扶養親族について「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載して提出する場合は、この申告書を提出する必要はありません。）。

在年末调整中，为了将共同生活配偶等包含在定额减税额的计算中而提交该年末调整相关申报书时，对“☐”进行勾选。

2 共同生活配偶或抚养亲属的记载

○ 同一生計配偶者の氏名等

※ 記載しようとする配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

❶ （フリガナ）氏名	❷ 個人番号	生年月日	配偶者の住所又は居所	❸ 居住者に該当	❹ 本年中の合計所得金額の見積額
ヤマカワ ハナコ 山川 花子	2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7	明・昭・大・平 56・10・5	△△市○○町１－２－３	☑	200,000 円

○ 扶養親族の氏名等

※ 記載しようとする親族の本年中の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には、控除を受けることはできません。

	❶ （フリガナ）氏名	❷ 個人番号	続柄	生年月日	扶養親族の住所又は居所	❸ 居住者に該当	❹ 本年中の合計所得金額の見積額
1	ヤマカワ サブロウ 山川 三郎	5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 0 0	子	明・大・昭・平・令 23・7・5	△△市○○町１－２－３	☑	0 円
2				明・大・昭・平・令 ・・		☐	円
3				明・大・昭・平・令 ・・		☐	円

▶❶共同生活配偶或抚养亲属的姓名

填写共同生活配偶等的姓名和注音假名。

※无需填写“工资所得人的配偶扣减等申报书兼年末调整相关定额减税用申报书”中记载的共同生活配偶、抚养扣减等申报书中记载的扣减对象抚养亲属或未满 16 岁的抚养亲属。

▶❷个人编号

虽然需要填写共同生活配偶等的个人编号，但是在一定的条件下，有时无需填写个人编号，因此请向工作单位确认。

▶❸属于居民

确认共同生活配偶等是居民并进行勾选。

※共同生活配偶等属于非居民时，该共同生活配偶等不能包含在定额减税额的计算中。

▶❹本年中的所得预计额

记载共同生活配偶等在 2024 年中的合计所得金额的预计额。

※合计所得金额的预计额超过 48 万日元时，该共同生活配偶等不能包含在定额减税额的计算中。

※填写申报书时的注意事项※

1．像夫妻双职工家庭那样，同一家庭中有 2 名以上所得人的情况下，如下所示，关于 1 名共同生活配偶和抚养亲属，请注意不要在您和其他所得人各自的申报书中重复填写。

（1）如果您的共同生活配偶也属于其他所得人的抚养亲属，则不能将该共同生活配偶重复包含在定额减税额的计算中（视为属于你或其他所得人中的某一人的共同生活配偶或抚养亲属，计算定额减税额）。

（2）如果您的抚养亲属也属于其他所得人的抚养亲属，则不能将该抚养亲属重复包含在定额减税额的计算中（视为属于你或其他所得人中的某一人的抚养亲属，计算定额减税额）。

（3）在上述（1）和（2）的情况下，该共同生活配偶等作为谁的共同生活配偶和抚养亲属包含在定额减税额的计算中，取决于抚养扣减等申报书和源泉征收相关申报书中的记载等。

2．2024 年中您的配偶去世，同年您再婚的情况下，可以包含在定额减税额的计算中的共同生活配偶仅限于该去世的配偶或再婚的配偶中的一人。

3．在上述 1 和 2 的情况下，当您接受与该共同生活配偶等相关的配偶扣减和抚养扣减等所得扣减时，该共同生活配偶等将包含在您的定额减税额的计算中。

相反，例如，关于您的抚养亲属，如果该抚养亲属在您妻子名下接受抚养扣减，则不能包含在你的定额减税额的计算中，而是包含在您妻子的定额减税额的计算中。